

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年9月6日
【発行者名】	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ニール・アンドリュース・スレイター
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【事務連絡者氏名】	具志堅 亜由美
【電話番号】	03-4578-2211
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	アバディーン・スタンダード・インフラ・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アバディーン・スタンダード・インフラ・ファンド（愛称：インフラ・フォーカス）
（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権^{*}です。

当初元本は、1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

^{*} 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

^{*}基準価額とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た金額です。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。

基準価額は毎営業日計算し、原則として翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「インフラ」として掲載されます。

また、販売会社または後述の「照会先」にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

購入時に、上記「(4)発行（売出）価格」に対し3.24%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

分配金の受取方法により、購入の申込みには以下の2つのコースがあります。

どちらかのコースをお選びください。

分配金受取りコース：収益の分配時に分配金を受取るコースです。

分配金再投資コース：分配金が税引き後無手数料で自動的に再投資されるコースです。

「分配金再投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって「自動けいぞく投資契約」*を締結するものとします。

* 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

= 詳しくは、後記「照会先」にご確認ください。 =

(7) 【申込期間】

購入の申込期間は、2019年9月7日から2020年3月6日まで*とします。

* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの受益権の購入申込みは、申込期間における毎営業日に受け付けます。

ただし、販売会社の営業日であっても、以下のいずれかに該当する場合には、購入申込みの受け付けは行いません。

- ・ルクセンブルグの銀行の休業日およびその前営業日
- ・ロンドンにおける証券取引所または銀行の休業日

= 詳しくは、後記「照会先」にご確認ください。 =

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取扱います。

販売会社については、後記の「照会先」にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

購入代金は、販売会社の定める日までに当該販売会社にお支払いください。

販売会社は、購入申込受付日の購入代金の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

購入代金は、販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

購入代金に利息はつきません。

日本以外の地域での発行はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

【照会先】アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社

お問い合わせ窓口 03-4578-2251

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネット・ホームページ www.aberdeenstandard.com/japan

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の安定した成長を図ることを目的とします。

b. ファンドの特色

1. 新興国のインフラ事業に携わる現地企業および先進国企業の株式を実質的な主要投資対象とします。
2. アバディーン・スタンダード・インベストメンツのグローバルなネットワークを活用します。
3. 年4回の分配を行う予定です。

c. 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

d. 商品分類等

当ファンドの商品分類^{*}は「追加型投信 / 海外 / 株式」です。

^{*}一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産()
追加型投信	内外	資産複合

当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるものをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー・ ファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年2回			
その他資産 (投資信託証券 (株式))	年4回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()			

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<当ファンドが該当する属性区分の定義>

属性の定義は、当ファンドの目論見書または信託約款において、次の記載があるものをいいます。

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産	主として、株式、債券、不動産投信以外の資産に投資するものをいいます。
決算頻度	年4回	年4回決算を行うものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とするものをいいます。なお、当ファンドにおいては「世界の資産」に「日本」は含まれます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、実質的に株式を投資対象としております。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

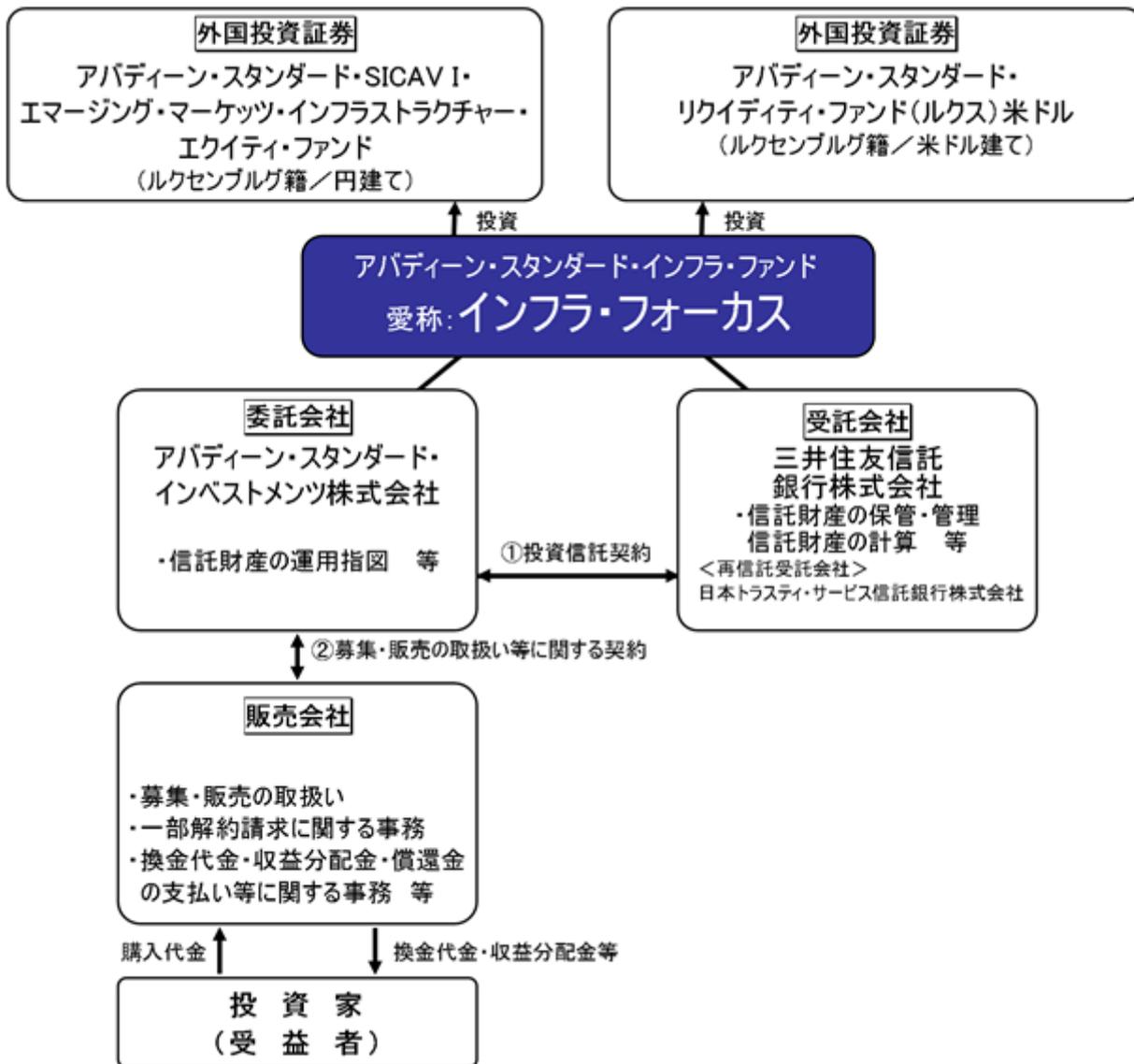
(注)当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2007年6月22日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
- 2009年7月1日 日興・アバディーン・インフラ・ファンドへ名称変更
- 2019年3月9日 アバディーン・スタンダード・インフラ・ファンドへ名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンド運営の仕組み



< 委託会社が関係法人と締結している契約等の概況 >

受託会社（投資信託契約）

ファンドの運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項について規定しています。

販売会社（募集・販売の取扱い等に関する契約）

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定しています。

b. 委託会社の概況

(以下に記載する情報は、本書提出日現在のものです。)

資本金の額

資本金 : 490百万円

発行する株式の総数 : 320,000株

発行済株式の総数 : 308,167株

会社の沿革

1993年9月16日 クレディ・スイス投信株式会社設立

1993年9月30日 証券投資信託委託業の認可

1995年5月31日 投資顧問業の登録

1997年3月31日 投資一任契約に係る業務の認可

1997年4月1日 クレディ・スイス投資顧問株式会社と合併し、商号をクレディ・スイス投信投資顧問株式会社に変更

1998年11月1日 商号をクレディ・スイス投信株式会社に変更

2002年2月1日 ウォーバーク・ピンカス・アセット・マネジメント投信株式会社と合併

2009年7月1日 商号をアバディーン投信投資顧問株式会社に変更

2017年12月1日 商号をアバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社に変更

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
アバディーン・アセット・マネジメントPLC (Aberdeen Asset Management PLC)	英国スコットランド、 アバディーン	308,167株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の安定した成長を目指して、積極的な運用を行います。

b. 投資態度

主として、外国投資証券を投資対象とします。

イ. 「アバディーン・スタンダード・SICAV ・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」

(ルクセンブルグ籍/円建て/外国投資証券)

(当該ファンドは、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とします。)

ロ. 「アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」

(ルクセンブルグ籍/米ドル建て/外国投資証券)

「アバディーン・スタンダード・SICAV ・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」を中心に組入れることを基本とし、「アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」は余裕資金の運用を基本とします。

投資対象とする外国投資証券の選定条件・理由は、次の通りです。

上記のイ.については、新興国のインフラ事業に携わる世界の企業の株式に投資するというこの投資信託の基本的な運用目的を忠実かつ適切に達成するために、委託会社の関係会社が新たにファンドを組成し、そのファンドを組入れることが最適であること。

上記のロ.については、取得・処分に係る利便性が高いので、余資の運用のために最適であること。

「アバディーン・スタンダード・SICAV ・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」は、主として、新興国のインフラストラクチャーの設計・建設・管理等に従事する世界の企業の株式に投資します。原則として為替ヘッジは行いません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

c. ファンドの特徴

新興国のインフラ事業に携わる現地企業、および先進国企業の株式を実質的な主要投資対象^{*}とします。

新興国のインフラ事業に携わる企業の株式に実質的に投資し、配当収入と値上がり益から信託財産の成長を目指します。

原則として為替ヘッジは行いません。

^{*} 当ファンドは委託会社が運用するファンド・オブ・ファンズです。ルクセンブルグ籍の「アバディーン・スタンダード・SICAV ・エマージング・マーケッツ・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」を通じて、新興国のインフラ事業に携わる企業の株式に投資を行います。

アバディーン・スタンダード・インベストメンツのグローバルなネットワークを活用して運用を行います。

アバディーン・スタンダード・インベストメンツの運用の特色

企業のファンダメンタルズを重視したボトムアップ・アプローチ^{*}による運用
企業訪問等を中心とした徹底した調査・分析に基づき個別銘柄を選別します。

^{*} ボトムアップ・アプローチとは、経済情勢の分析といったマクロ的観点からのいわゆるトップダウン・アプローチに対して、個々の企業を分析した結果で銘柄選択を行う運用手法のことです。

チーム・アプローチを重視

企業との面談、運用における分析、ポートフォリオの構築など全ての段階においてチームによるアプローチを重視しています。

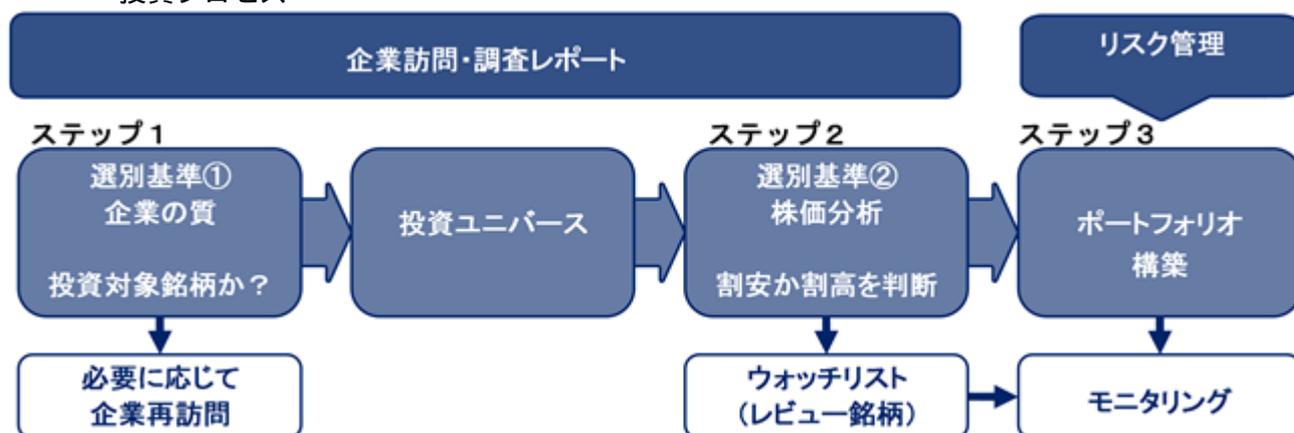
バイ・アンド・ホールドが基本、低い売買回転率

長期的視野に立った運用を基本とし、運用コストを低減したポートフォリオの構築を行います。

独自の企業分析をベースとする運用

投資に際しては、事前に企業との面談を行います。また、既に組入られている企業についても継続的な面談を行い、銘柄選択の判断材料とします。

投資プロセス



^{*} 資金動向、市場動向等によっては、上記のような資産配分ができない場合があります。

年4回の分配を行う予定です。

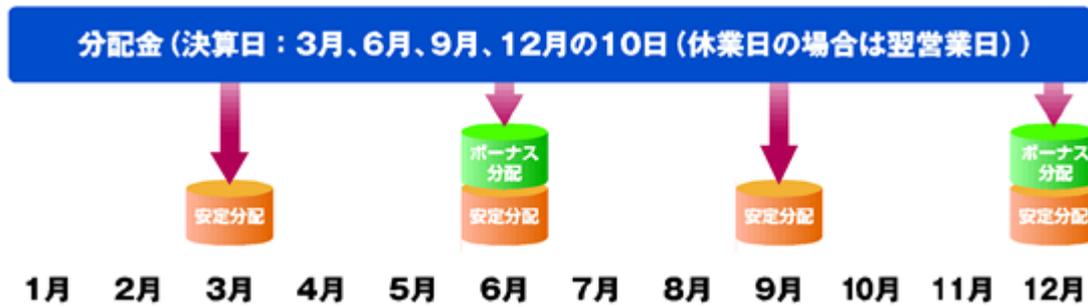
実質的に組入れる株式の配当等を原資として年4回安定分配を行い、そのうち2回は値上がり益を原資にボーナス分配も行う予定です。

分配金は、基準価額の水準等によってはお支払いできない場合があります。

当ファンドが実質的に投資している株式ポートフォリオの配当利回りは年率1～2%程度の見込みです。

この配当等の収益部分を原資として、年4回、安定分配を行う予定です。

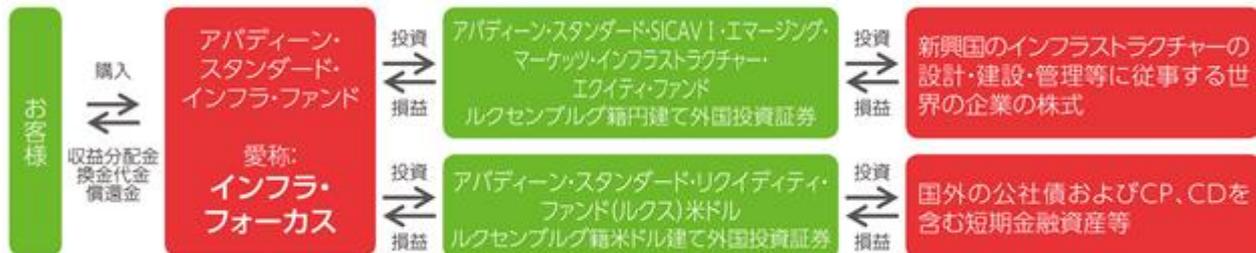
年4回のうちの2回（6月および12月）は、上記安定分配相当額のほか、分配原資の範囲内で委託会社が基準価額の水準等を勘案し、当該株式ポートフォリオの値上がり益を付加してボーナス分配を行う予定です。



* 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配金は、基準価額の水準等によってはお支払いできない場合があります。

ファンドの仕組み



(2) 【投資対象】

以下に記載の a . から c . については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

当ファンドは、主として、新興国のインフラストラクチャーの設計・建設・管理等に従事する世界の企業の株式に実質的に投資します。

a . 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭を信託する信託の受益権のうち有価証券の性質を有しないもの

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b . 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として、ルクセンブルグ籍の円建ての外国投資証券である「アバディーン・スタンダード・SICAV I・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」およびルクセンブルグ籍の米ドル建ての外国投資証券である「アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」に投資を行うほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

コマーシャル・ペーパー

外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

c. 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

（参考）投資対象とする外国投資証券およびその概要

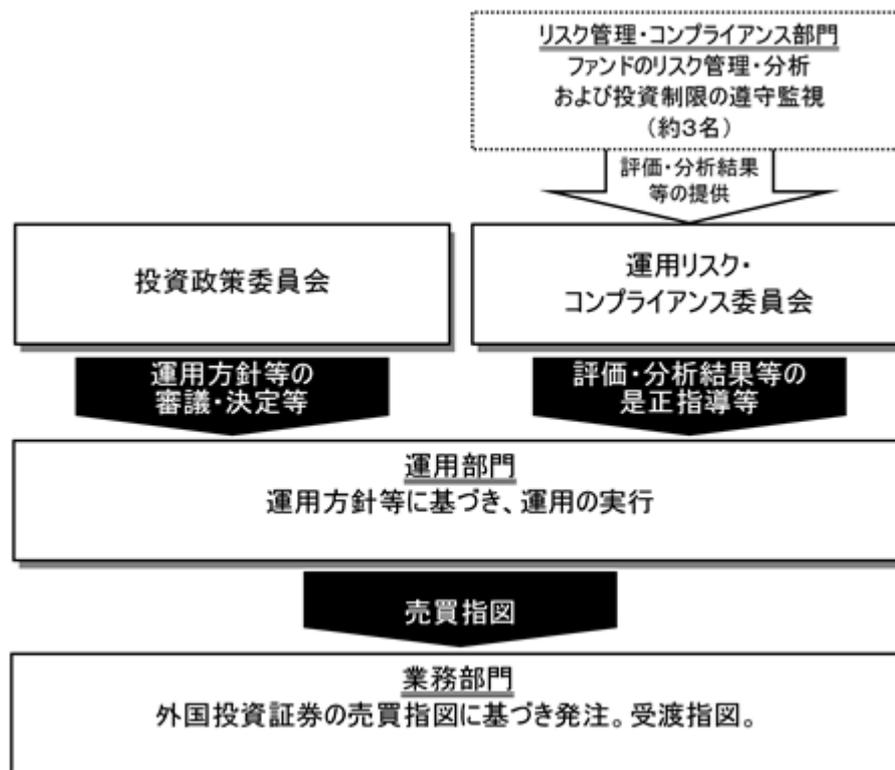
ファンド名	アバディーン・スタンダード・SICAV ・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍 / 円建て / 外国投資証券
主な投資対象	新興国のインフラストラクチャーの設計・建設・管理等に従事する世界の企業の株式等
運用の基本方針	中長期的に信託財産の安定した成長を目的として、積極的な運用を行います。 新興国のインフラ事業に携わる現地企業の株式、および新興国から多くの収入を獲得している先進国企業の株式を組入れます。
分配方針	毎年1月、4月、7月、10月の1日（分配金計算日）から2ヶ月以内（2月、5月、8月、11月の最終営業日迄）に分配を行います。ただし、基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。
運用報酬等	運用資産総額に対し、年率0.52%が運用報酬等としてかかります。 運用報酬等は将来的に変更になる場合があります。
その他費用	保管費用、受託費用等 その他費用は将来的に変更になる場合があります。
申込手数料	ありません。
管理会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイ
投資顧問会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド（在英国） *アジア地域の運用については副投資顧問会社へ再委託します。
副投資顧問会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・（アジア）・リミテッド（在シンガポール） *アジア地域の運用を行います。

*上記は本書提出日現在の概要であり、今後内容が変更される場合があります。

ファンド名	アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル
形態	ルクセンブルグ籍 / 米ドル建て / 外国投資証券
主な投資対象	国外の公社債およびCP、CDを含む短期金融資産等
運用の基本方針	主として国外の公社債および短期金融資産等に投資することにより安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。
管理費用	原則として、ありません。
その他費用	事務管理費用、保管費用等
申込手数料	原則として、ありません。
管理会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイ
投資顧問会社	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド（在英国）およびアバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク（在米国）

*上記は本書提出日現在の概要であり、今後内容が変更される場合があります。

（３）【運用体制】



* 当ファンドの運用体制等は2019年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制に関する社内規程等

ファンドの運用に関する社内規程として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程を設け、ポートフォリオ・マネジャーの適正な行動基準および禁止行為を規定し、法令遵守、顧客の保護、取引の公正を図っています。また、実際の運用の指図においては、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となるインサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。

関係法人に関する管理体制

受託会社：委託会社の社内ガイドラインに基づき、委託する業務の明確化および外部委託先の選定に係り適正な業務執行能力・信用力等を評価します。委託会社は、システム・ダウン、顧客情報の漏洩、緊急時対応等を含む内部統制状況を定期的に監視しています。

* 当ファンドの運用体制等は2019年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

a. 収益分配方針

毎決算時（原則として3月、6月、9月、12月の各10日）に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。ただし、基準価額の水準等を勘案して、収益分配を行わない場合があります。分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、毎年6月、12月の決算時の収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用（消費税等相当額込）ならびに信託報酬（消費税等相当額込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

c. 分配金の支払い

分配金の支払いは、「分配金受取りコース」を申込みの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。「分配金再投資コース」を申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

d. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全てが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5) 【投資制限】

以下に記載の a. から b. については、添付書類の当ファンドの信託約款から抜粋しております。

a. 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることを目的とする投資信託証券は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原

則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b. 信託約款上のその他の投資制限

外国為替予約取引の指図

委託会社は、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までまたは解約代金入金日までもしくは償還金の入金日までが5営業日以内である場合の期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金もしくは償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. その他の法令上の投資制限

（法令は本書提出日現在のものであり、今後改正される場合があります。）

イ. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託会社指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ. デリバティブ取引に係る投資制限

（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額は変動します。

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

当ファンドは外国投資証券を投資対象として運用を行うため、以下に掲げる投資対象とする外国投資証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。

当ファンドのリスクおよび留意点は以下の通りです。ただし、下記に限定されるものではありません。

基準価額の変動要因

価格変動リスク

株式および株価指数先物は、発行企業の業績、株式市場の需給、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け大きく変動します。株式等の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等による市場の混乱、取引に対する規制の新設等の場合には、投資額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。特に新興国ではその傾向が顕著といえます。

・経済状況の変化に伴うリスク

経済成長率、インフレ率、国際収支、外貨準備高等の各種経済指標によって象徴される経済状況の好転や悪化の度合いおよび速度が、先進国と比較して、一般に、大きくなる傾向があると考えられます。

・流動性に関するリスク

新興国の証券市場は、先進諸国と比較して、市場規模や取引量が小さく、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引、もしくは価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。

・政治的・社会的な変化に伴うリスク

政治、社会不安、外交関係の悪化等により、証券市場の価格変動が大きくなる場合があることが想定されます。また、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、証券取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には証券市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、投資資金の回収が一時的に困難、または、不可能となることも想定されます。

・制度、インフラストラクチャーに係るリスク

先進国と比較して、証券の決済・保管等に係る制度やインフラストラクチャーが未発達な場合や、証券の売買を行う仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性も想定されます。

・企業会計や情報開示等に係るリスク

一般に、企業会計や情報開示等に係る法制度や習慣等が、先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。

セクター・リスク

インフラストラクチャー関連事業を規制する法令の変更や規制の強化等の動向によっては、重大な制約となる場合があります。また、需給の動向、他のインフラストラクチャーとの競合、環境問題・災害等による施設等の毀損や稼働の制約等の外部要因の影響を受けやすく、株価が下落することがあります。

信用リスク

一般に、株式を発行している企業が業績悪化や倒産等に陥ることが予想される場合または陥った場合、あるいは外部評価の変化等により、投資資金が回収できなくなる可能性や債務不履行・支払い遅延等が発生する可能性があります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合があります。

デリバティブ（先物取引等）取引のリスク

価格変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。デリバティブ取引には、ヘッジする商品とヘッジされる資産との間の相関関係や証拠金を積むことによるリスクなどが伴います。また、実際の価格変動が見通しと異なった場合、運用資産が損失を被る可能性があります。

為替変動リスク

組入外貨建資産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いません。外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場・外国為替市場等の金融市場は、世界的な経済事情の急変、その国における政策の変更、政変または天災地変等の諸事情により閉鎖されることがあり、混乱することがあります。これらにより、当ファンドの運用が影響を被り、基準価額が影響を受けることがあります。

その他の留意点

繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。

投資方針の変更に関わる留意点

経済情勢や投資環境等の変化および投資効率等の観点から、投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。

収益分配方針に関わる留意点

当ファンドは、基準価額の水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配原資となる売買益、利子等収益があれば分配を行う場合があります。

申込みの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生など）があるときは購入・換金の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の受付を取消することができます。

換金の受付を中止した場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に換金の申込みを受付けたものとします。

解約申込みに伴う基準価額の下落の可能性

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため、当ファンドが投資対象とする外国投資証券において、組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、投資対象とする外国投資証券の純資産価格が下落する場合があります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

基準価額に関わる留意点

当ファンドの基準価額は、投資対象とする外国投資証券の価格および為替レートの影響を反映します。したがって、当ファンドの基準価額は必ずしも投資対象市場の動向のみを直接に反映するものではなく、投資対象とする外国投資証券における運用の結果を反映します。また、当ファンドの基準価額は、投資対象とする外国投資証券が採用する組入れ資産の評価時点の市場価額を間接的に反映するため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは、異なる動きをすることがあります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

目論見書の記載事項等の変更の可能性に関わる留意点

有価証券届出書の訂正届出書の提出等により、目論見書の記載事項等が変更になる可能性があります。

その他

- ・当ファンドは、クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ・資金動向や市況動向等によっては、ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクや、システム上のリスクが生じる可能性があります。
- ・当ファンドは預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構などの保護の対象ではありません。また、証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。

【参考情報】

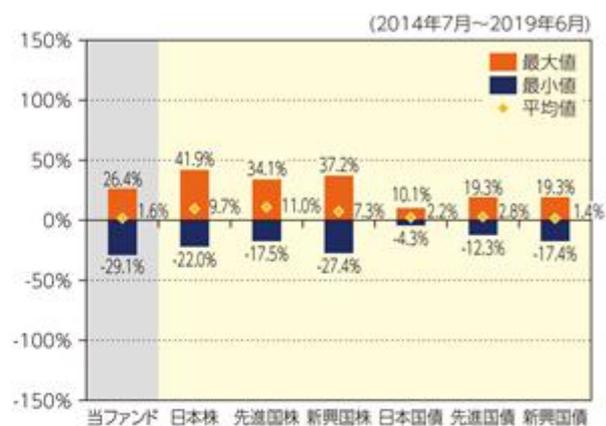
当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



*2014年7月～2019年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株・・・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債・・・ FTSE日本国債インデックス

先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)

新興国債・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

注:海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 「東証株価指数(TOPIX)」に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、「TOPIX」の算出もしくは公表の停止または「TOPIX」の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」および「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- 「FTSE日本国債インデックス」および「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)」とは、J.P.Morgan Securities Inc. が算出し公表している指数です。当指数の著作権は、J.P.Morgan Securities Inc.に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時に、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める購入時手数料をお支払いいただきます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

*商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3392%（税抜1.24%）を乗じて得た額とし、その配分（税抜）は次の通りです。

消費税率が10%になった場合は、1.364%となります。

*運用管理費用（信託報酬）の総額：日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額です。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.4%	年率0.8%	年率0.04%

*信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

なお、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

*委託会社に対する報酬は、委託した資金の運用の対価です。

販売会社に対する報酬は、情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価です。

受託会社に対する報酬は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

(4)【その他の手数料等】

時期	項目	費用・税金
毎日	報酬	運用報酬等 投資対象とする外国投資証券（アバディーン・スタンダード・SICAV・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド）の純資産額に対し、年率約0.52% 信託財産の運用、管理等の対価です。
		信託報酬および運用報酬等の合計： 信託財産の純資産総額に対して、年率1.8592%（税抜1.76%）程度 消費税率が10%になった場合は、約1.884%となります。
	監査費用	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(上限年間151.2万円(税抜140万円)) 監査法人に支払うファンドの監査に係る費用です。 消費税率が10%になった場合は、年間上限154万円となります。
随時	その他の費用・手数料	・組入る有価証券等の売買の際に発生する手数料（消費税等相当額込）、デリバティブ取引等に要する費用等 ・外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等 ・信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合に発生する当該借入金の利息 ・外国投資証券の監査に係る費用および弁護士に支払う費用等 (その他の費用には、投資対象とする外国投資証券にかかるものを含みます。)

監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間終了日または信託終了のとき信託財産中から支払います。

監査費用および運用報酬等は、将来的に変更される場合があります。

購入から換金または償還までの間にご負担いただく費用と税金の合計額は、運用状況、資産規模および保有期間等により異なるため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- a. 個人の受益者に対する課税
収益分配金に対する課税

普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

解約金または償還金に対する課税

換金（解約）時または償還時の差益（換金（解約）時または償還時の価額から購入したときの費用（購入時手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

損益通算について

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。本制度をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

b. 法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに換金（解約）時または償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の特別徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料（消費税等相当額込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたりま。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを購入する場合、または「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースを購入する場合は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

d. 収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額に対して、以下のとおりとなります。

・当該受益者の個別元本と同額または上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

・当該受益者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 上記は2019年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2019年6月28日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	5,837,292,892	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		59,518,396	1.01
合計(純資産総額)		5,896,811,288	100.00

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年6月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量*1	帳簿価額単価(円)*	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)*	評価額金額(円)	投資比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	アバディーン・スタンダード・SICAV・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド	88,086,760	63.40	5,585,281,956	66.12	5,824,367,040	98.77
ルクセンブルグ	投資証券	アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル	100	129,096.13	12,909,613	129,258.52	12,925,852	0.22

(注) 投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

* 「アバディーン・スタンダード・SICAV・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」数量の記載を1,000倍に、帳簿価額単価および評価額単価の記載を1,000分の1に表示しております。

(種類別投資比率)

(2019年6月28日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	98.99
合計	98.99

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間終了日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たりの純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5特定期間末（2009年12月10日）	33,827	33,937	0.4634	0.4649
第6特定期間末（2010年6月10日）	28,793	28,885	0.4652	0.4667
第7特定期間末（2010年12月10日）	26,451	26,526	0.5280	0.5295
第8特定期間末（2011年6月10日）	22,453	22,519	0.5158	0.5173
第9特定期間末（2011年12月12日）	16,148	16,203	0.4390	0.4405
第10特定期間末（2012年6月11日）	14,993	15,042	0.4581	0.4596
第11特定期間末（2012年12月10日）	16,077	16,121	0.5483	0.5498
第12特定期間末（2013年6月10日）	16,621	16,660	0.6408	0.6423
第13特定期間末（2013年12月10日）	15,536	15,572	0.6528	0.6543
第14特定期間末（2014年6月10日）	15,103	15,135	0.6972	0.6987
第15特定期間末（2014年12月10日）	14,376	14,406	0.7369	0.7384
第16特定期間末（2015年6月10日）	13,103	13,129	0.7483	0.7498
第17特定期間末（2015年12月10日）	9,482	9,507	0.5898	0.5913
第18特定期間末（2016年6月10日）	8,402	8,425	0.5539	0.5554
第19特定期間末（2016年12月12日）	8,584	8,605	0.6096	0.6111
第20特定期間末（2017年6月12日）	8,733	8,753	0.6747	0.6762
第21特定期間末（2017年12月11日）	8,375	8,393	0.7077	0.7092
第22特定期間末（2018年6月11日）	6,944	6,960	0.6508	0.6523
第23特定期間末（2018年12月10日）	5,975	5,990	0.5915	0.593
第24特定期間末（2019年6月10日）	5,680	5,694	0.6002	0.6017
2018年6月末日	6,481	-	0.6106	-
2018年7月末日	6,766	-	0.6451	-
2018年8月末日	6,308	-	0.6073	-
2018年9月末日	6,351	-	0.6155	-
2018年10月末日	5,911	-	0.5777	-
2018年11月末日	6,118	-	0.6046	-
2018年12月末日	5,720	-	0.5756	-
2019年1月末日	5,966	-	0.6087	-
2019年2月末日	6,073	-	0.6259	-
2019年3月末日	5,908	-	0.6132	-
2019年4月末日	6,003	-	0.6308	-
2019年5月末日	5,675	-	0.5991	-
2019年6月末日	5,896	-	0.6251	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第5特定期間 (2009年6月11日～2009年12月10日)	0.0030
第6特定期間 (2009年12月11日～2010年6月10日)	0.0030
第7特定期間 (2010年6月11日～2010年12月10日)	0.0030
第8特定期間 (2010年12月11日～2011年6月10日)	0.0030
第9特定期間 (2011年6月11日～2011年12月12日)	0.0030
第10特定期間 (2011年12月13日～2012年6月11日)	0.0030
第11特定期間末 (2012年6月12日～2012年12月10日)	0.0030
第12特定期間末 (2012年12月11日～2013年6月10日)	0.0030
第13特定期間末 (2013年6月11日～2013年12月10日)	0.0030
第14特定期間末 (2013年12月11日～2014年6月10日)	0.0030
第15特定期間末 (2014年6月11日～2014年12月10日)	0.0030
第16特定期間末 (2014年12月11日～2015年6月10日)	0.0030
第17特定期間末 (2015年6月11日～2015年12月10日)	0.0030
第18特定期間末 (2015年12月11日～2016年6月10日)	0.0030
第19特定期間末 (2016年6月11日～2016年12月12日)	0.0030
第20特定期間末 (2016年12月13日～2017年6月12日)	0.0030
第21特定期間 (2017年6月13日～2017年12月11日)	0.0030
第22特定期間 (2017年12月12日～2018年6月11日)	0.0030
第23特定期間 (2018年6月12日～2018年12月10日)	0.0030
第24特定期間 (2018年12月11日～2019年6月10日)	0.0030

【収益率の推移】

	収益率(%)
第5特定期間 (2009年6月11日～2009年12月10日)	5.7
第6特定期間 (2009年12月11日～2010年6月10日)	1.0
第7特定期間 (2010年6月11日～2010年12月10日)	14.1
第8特定期間 (2010年12月11日～2011年6月10日)	1.7
第9特定期間 (2011年6月11日～2011年12月12日)	14.3
第10特定期間 (2011年12月13日～2012年6月11日)	5.0
第11特定期間末 (2012年6月12日～2012年12月10日)	20.3
第12特定期間末 (2012年12月11日～2013年6月10日)	17.4
第13特定期間末 (2013年6月11日～2013年12月10日)	2.3
第14特定期間末 (2013年12月11日～2014年6月10日)	7.3
第15特定期間末 (2014年6月11日～2014年12月10日)	6.1
第16特定期間末 (2014年12月11日～2015年6月10日)	2.0
第17特定期間末 (2015年6月11日～2015年12月10日)	20.8
第18特定期間末 (2015年12月11日～2016年6月10日)	5.6
第19特定期間末 (2016年6月11日～2016年12月12日)	10.6
第20特定期間末 (2016年12月13日～2017年6月12日)	11.2
第21特定期間 (2017年6月13日～2017年12月11日)	5.1
第22特定期間 (2017年12月12日～2018年6月11日)	7.6
第23特定期間 (2018年6月12日～2018年12月10日)	8.7
第24特定期間 (2018年12月11日～2019年6月10日)	2.0

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5特定期間 (2009年6月11日～2009年12月10日)	910,996,840	17,512,415,065	72,997,509,100
第6特定期間 (2009年12月11日～2010年6月10日)	410,652,684	11,513,132,482	61,895,029,302
第7特定期間 (2010年6月11日～2010年12月10日)	287,519,798	12,090,298,192	50,092,250,908
第8特定期間 (2010年12月11日～2011年6月10日)	229,273,186	6,788,614,878	43,532,909,216
第9特定期間 (2011年6月11日～2011年12月12日)	199,165,643	6,946,920,380	36,785,154,479
第10特定期間 (2011年12月13日～2012年6月11日)	179,751,220	4,232,761,713	32,732,143,986
第11特定期間末 (2012年6月12日～2012年12月10日)	152,475,467	3,560,989,747	29,323,629,706
第12特定期間末 (2012年12月11日～2013年6月10日)	161,117,276	3,548,104,585	25,936,642,397
第13特定期間末 (2013年6月11日～2013年12月10日)	102,425,188	2,240,844,305	23,798,223,280
第14特定期間末 (2013年12月11日～2014年6月10日)	88,377,641	2,222,640,953	21,663,959,968
第15特定期間末 (2014年6月11日～2014年12月10日)	79,280,861	2,233,284,119	19,509,956,710
第16特定期間末 (2014年12月11日～2015年6月10日)	82,080,223	2,080,745,074	17,511,291,859
第17特定期間末 (2015年6月11日～2015年12月10日)	71,637,881	1,505,207,300	16,077,722,440
第18特定期間末 (2015年12月11日～2016年6月10日)	77,879,222	984,926,874	15,170,674,788
第19特定期間末 (2016年6月11日～2016年12月12日)	60,142,231	1,148,713,913	14,082,103,106
第20特定期間末 (2016年12月13日～2017年6月12日)	51,889,289	1,189,401,337	12,944,591,058
第21特定期間末 (2017年6月13日～2017年12月11日)	44,372,439	1,154,644,933	11,834,318,564
第22特定期間末 (2017年12月12日～2018年6月11日)	39,350,693	1,204,273,507	10,669,395,750
第23特定期間末 (2018年6月12日～2018年12月10日)	39,264,917	606,439,731	10,102,220,936
第24特定期間末 (2018年12月11日～2019年6月10日)	37,648,371	676,356,346	9,463,512,961

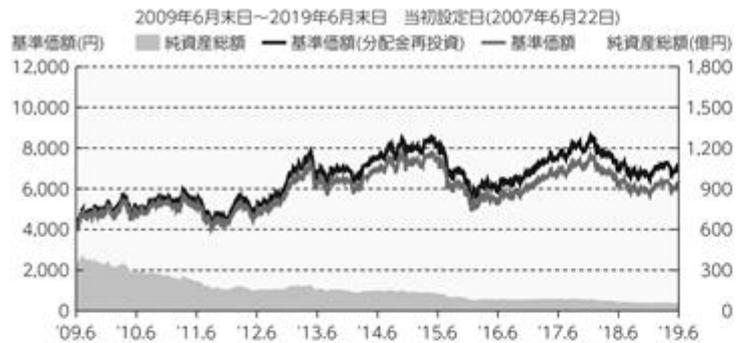
(注1) 設定口数、解約口数はすべて本邦内におけるものです。

(参考)

運用実績

2019年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)とは、分配金(税引前)を分配時に再投資したとみなした価額です。

分配金の推移

基準価額	純資産総額
6.251円	59.0億円

決算日	分配金
第44期 2018年6月	15円
第45期 2018年9月	15円
第46期 2018年12月	15円
第47期 2019年3月	15円
第48期 2019年6月	15円
設定来累計	780円

※上記分配金は一万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

ファンド組入状況	投資比率
アパディーン・スタンダード・SICAV I・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド	98.8%
アパディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル	0.2%
現預金	1.0%
合計	100.0%

銘柄名	国/地域	業種名	実質投資比率
1 China Mobile	中国	電気通信	6.6%
2 MTN	南アフリカ	電気通信	4.0%
3 Shanghai International Airport	中国	空港管理	3.8%
4 America Movil	メキシコ	電気通信	3.8%
5 Safaricom	ケニア	電気通信	3.2%
6 Telekomunikasi Indonesia Persero	インドネシア	電気通信	3.1%
7 Ayala Land	フィリピン	不動産開発	3.0%
8 Kerry Logistics Network	香港	航空貨物・物流	3.0%
9 Container Corp of India	インド	鉄道・道路	3.0%
10 China Resources Land	香港	不動産	2.9%

※当ファンドの主要投資対象である「アパディーン・スタンダード・SICAV I・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」に関するものです。

※実質投資比率は、アパディーン・スタンダード・SICAV I・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンドの投資比率に基づき算出した実質ベースの数値です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにベンチマークはありません。

※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資して算出しております。

※2019年は年初から6月末日までの収益率を表示しております。

・上記のデータは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページで閲覧できます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

a．購入申込方法

午後3時までに購入申込みが行われ、かつ当該購入申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には購入申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

購入申込みをする際に、収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」もしくは収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の、どちらかのコースをお選びください。

「分配金再投資コース」を選択した場合は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結するものとします。

販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

「分配金受取りコース」を選択した場合は、購入申込金額（購入申込受付日の翌営業日の基準価額×購入申込口数）に購入時手数料（消費税等相当額込）を加えた金額を購入代金として販売会社にお支払いください。

「分配金再投資コース」を選択した場合は、購入代金を販売会社にお支払いください。購入時手数料（消費税等相当額込）は購入代金から差し引かれます。

b．申込単位（購入単位）

販売会社が定める単位とします。

c．購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

d．購入代金支払日

販売会社が別に定める日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。

e．購入申込時の振替口座簿について

購入申込者は販売会社に、購入申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

a．換金申込方法

午後3時までに換金申込みが行われ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には換金申込みの受付は行いません。（後記「申込不可日」参照）

b．換金単位

販売会社が定めるものとします。

c．換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

d．換金における制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金申込みの受付時間に制限を設ける場合があります。

e．換金代金支払日

原則として換金申込受付日より起算して6営業日目から販売会社において支払います。

f. 換金時の振替口座簿について

換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金申込みに係るこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

「申込不可日」

販売会社の営業日であっても、以下のいずれかに該当する場合には、購入および換金の申込みの受付は行いません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・ルクセンブルグの銀行の休業日およびその前営業日
- ・ロンドンにおける証券取引所または銀行の休業日

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金・その他の資産をいいます。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、投資対象である外国投資信託については計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- b. 基準価額は毎営業日計算し、原則として、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄の〔アバディーン〕に、略称「インフラ」として掲載されます。また、販売会社または次の照会先でもお知らせいたします。なお、当ファンドの基準価額は、便宜上、1万口単位で表示されています。
- 〔照会先〕 アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
お問い合わせ窓口 03-4578-2251
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。）
インターネット・ホームページ www.aberdeenstandard.com/japan
- c. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- d. 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとし、
- 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加設定のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、
- 2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

約15年（平成19年6月22日から平成34年6月10日まで）とします。ただし、「(5) その他 a. 償還条件」に該当する場合は、信託契約を解約し信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月11日から6月10日まで、6月11日から9月10日まで、9月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年3月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 償還条件

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは運用体制等の変更等のやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、 の手続きにしたがって、信託を終了させることができます。

の場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、監督官庁に届出する前に、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、当該手続きは適用されません。

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「b. 信託約款の変更」において信託約款の変更をしないこととした場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託約款を解約し、信託を終了させます。

b. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、監督官庁に届出する前に、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

に規定する公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、その期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。また、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更する場合は、上記の手続きにしたがいます。

c. 公告

日本経済新聞に掲載します。

d. 運用報告書

- ・委託会社は、毎年6月、12月に終了する計算期間終了時および償還時に運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
- ・委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
インターネット・ホームページ：www.aberdeenstandard.com/japan
上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

e. 関係法人との契約の更新等に関する手続

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に関する業務の内容、一部解約に関する事務の内容、およびこれらに関する手続き等についての契約の有効期間は1年間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長され、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

f. 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

a. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者として）に支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

b. 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日）までに信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

c. 一部解約（換金）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しています。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しています。
- (3)2019年3月9日をもって、ファンド名称を「日興・アバディーン・インフラ・ファンド」から「アバディーン・スタンダード・インフラ・ファンド」に変更しました。
- (4)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24特定期間（2018年12月11日から2019年6月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けています。

1【財務諸表】

【アバディーン・スタンダード・インフラ・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23特定期間 (2018年12月10日現在)	第24特定期間 (2019年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	101,934	300,306
コール・ローン	118,395,434	120,008,221
投資証券	5,899,860,979	5,598,278,999
流動資産合計	6,018,358,347	5,718,587,526
資産合計	6,018,358,347	5,718,587,526
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,153,331	14,195,269
未払解約金	7,320,645	3,999,696
未払受託者報酬	656,926	636,187
未払委託者報酬	19,707,722	19,085,735
未払利息	308	312
その他未払費用	351,013	351,013
流動負債合計	43,189,945	38,268,212
負債合計	43,189,945	38,268,212
純資産の部		
元本等		
元本	10,102,220,936	9,463,512,961
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,127,052,534	3,783,193,647
（分配準備積立金）	222,377,178	180,295,058
元本等合計	5,975,168,402	5,680,319,314
純資産合計	5,975,168,402	5,680,319,314
負債純資産合計	6,018,358,347	5,718,587,526

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23特定期間 自 2018年6月12日 至 2018年12月10日	第24特定期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日
営業収益		
受取配当金	119,435,698	9,173,333
受取利息	25	23
有価証券売買等損益	666,795,291	153,892,766
為替差損益	364,494	474,746
その他収益	-	19,670
営業収益合計	546,995,074	162,611,046
営業費用		
支払利息	42,453	39,441
受託者報酬	1,364,938	1,275,435
委託者報酬	40,948,017	38,263,056
その他費用	702,000	702,000
営業費用合計	43,057,408	40,279,932
営業利益又は営業損失（ ）	590,052,482	122,331,114
経常利益又は経常損失（ ）	590,052,482	122,331,114
当期純利益又は当期純損失（ ）	590,052,482	122,331,114
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,420,962	5,806,992
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,725,276,542	4,127,052,534
剰余金増加額又は欠損金減少額	228,491,004	271,050,150
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	228,491,004	271,050,150
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,947,589	14,988,594
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,947,589	14,988,594
分配金	30,687,887	28,726,791
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,127,052,534	3,783,193,647

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとしします。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別		第23特定期間 2018年12月10日現在	第24特定期間 2019年6月10日現在
1.	投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
	期首元本額	10,669,395,750円	10,102,220,936円
	期中追加設定元本額	39,264,917円	37,648,371円
	期中一部解約元本額	606,439,731円	676,356,346円
2.	受益権の総数	10,102,220,936口	9,463,512,961口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	4,127,052,534円	3,783,193,647円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第23特定期間 自 2018年 6月12日 至 2018年12月10日		第24特定期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6月10日	
分配金の計算過程 （自2018年 6月12日 至2018年 9月10日）		分配金の計算過程 （自2018年12月11日 至2019年 3月11日）	
費用控除後の配当等収益額	47,248,924円	費用控除後の配当等収益額	1,161,564円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	11,720,121円	収益調整金額	11,770,737円
分配準備積立金額	182,458,108円	分配準備積立金額	212,835,097円
当ファンドの分配対象収益額	241,427,153円	当ファンドの分配対象収益額	225,767,398円
当ファンドの期末残存口数	10,356,371,181口	当ファンドの期末残存口数	9,687,681,390口
10,000口当たり収益分配対象額	233円	10,000口当たり収益分配対象額	233円
10,000口当たり分配金額	15円	10,000口当たり分配金額	15円
収益分配金金額	15,534,556円	収益分配金金額	14,531,522円
（自2018年 9月11日 至2018年12月10日）		（自2019年 3月12日 至2019年 6月10日）	
費用控除後の配当等収益額	29,020,290円	費用控除後の配当等収益額	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
収益調整金額	11,839,780円	収益調整金額	11,857,756円
分配準備積立金額	208,510,219円	分配準備積立金額	194,490,327円
当ファンドの分配対象収益額	249,370,289円	当ファンドの分配対象収益額	206,348,083円
当ファンドの期末残存口数	10,102,220,936口	当ファンドの期末残存口数	9,463,512,961口
10,000口当たり収益分配対象額	246円	10,000口当たり収益分配対象額	218円
10,000口当たり分配金額	15円	10,000口当たり分配金額	15円
収益分配金金額	15,153,331円	収益分配金金額	14,195,269円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第23特定期間	第24特定期間
		自 2018年6月12日 至 2018年12月10日	自 2018年12月11日 至 2019年6月10日
1.金融商品に対する取組方針		当ファンドは証券投資信託であり、金融商品を投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク		当ファンドは、外国投資証券を主要投資対象として運用を行うため、当該外国投資証券にかかるリスクは、当ファンドに影響を及ぼします。投資対象とする金融商品は、価格変動、為替変動等に伴う市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制		委託会社では、取締役会が決定したリスク管理に関するリスク・マネジメント・ポリシーに基づき、ファンドのパフォーマンス、運用リスクの分析管理、その他各種リスクの管理を、運用部から独立したリスク管理部門が行っております。また、定期的に運用リスク委員会を開催し、各プロダクトのパフォーマンスとそのリスクの管理・分析に関する審議を行っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第23特定期間 2018年12月10日現在	第24特定期間 2019年6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表計上額は原則として期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 売買目的有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）の決算日後の償還予定額		貸借対照表に計上している金銭債権はその全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

第23特定期間(2018年12月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間（自2018年9月11日 至2018年12月10日）の損益 に含まれた評価差額
投資証券	4,003,420
合計	4,003,420

第24特定期間(2019年6月10日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間（自2019年3月12日 至2019年6月10日）の損益 に含まれた評価差額
投資証券	93,586,719
合計	93,586,719

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23特定期間 自 2018年 6月12日 至 2018年12月10日	第24特定期間 自 2018年12月11日 至 2019年 6月10日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第23特定期間 2018年12月10日現在		第24特定期間 2019年 6月10日現在	
1口当たり純資産額	0.5915円	1口当たり純資産額	0.6002円
(1万口当たり純資産額)	(5,915円)	(1万口当たり純資産額)	(6,002円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資証券	アバディーン・スタンダード・SICAV・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド	88,086,760	5,585,281,956	
日本円合計			88,086,760	5,585,281,956	
米ドル	投資証券	アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル	100	119,766.34	
米ドル合計			100	119,766.34 (12,997,043)	
合計				5,598,278,999 (12,997,043)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、邦貨換算額であり、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注4)当ファンドの投資対象は「アバディーン・スタンダード・SICAV・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」のユニットのうち、クラスN QInc JPYです。

(注5)当ファンドの投資対象は「アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」のユニットのうち、クラスZ 2です。

(注6)「アバディーン・スタンダード・SICAV・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」につきましては、口数の記載を1,000倍で表示し、評価額単価を1,000分の1として評価額を算出しております。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

アバディーン・スタンダード・インフラ・ファンドは、「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」^{*1}および「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」^{*2}の投資証券を主要投資対象としております。

なお、同投資証券の状況は以下のとおりです。

*1 2019年2月11日付けで「アバディーン・スタンダード・SICAV ・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」に名称を変更しました。

*2 2019年1月21日付けで「アバディーン・スタンダード・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」に名称を変更しました。

1. 「アバディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の管理事務代行会社であるアバディーン・スタンダード・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイからの情報に基づき、2018年9月末日の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

信託財産の状況 (2018年9月末日現在)

区分	金額
資産	千米ドル
投資有価証券	162,784
預金	941
未収追加設定金	192
未収利息および未収配当金	540
資産合計	164,457
負債	
未払解約金	532
未払費用	168
その他負債	428
先物為替未実現損	116
負債合計	1,244
純資産額	163,213

損益計算書 (2017年10月1日から2018年9月30日まで)

区分	金額
投資収益	千米ドル
運用収入	4,879
貸株利息	69
銀行利息	6
為替予約取引売買損益	225
先物為替予約取引売買損益	2,304
投資有価証券評価差損益	30,001
投資有価証券売買損益	379
為替予約取引評価差損益	1
先物為替予約取引評価差損益	1,039
投資収益合計	26,159
費用	
投資顧問料	2,006
その他事務管理費用	4
保管費用、管理費用等	526
費用合計	2,536
損益金	28,695

組入資産の明細
投資有価証券

（2018年9月末日現在）

国名	銘柄名	株数	評価額
		株	千米ドル
Argentina	Tenaris (ADR)	48,500	1,626
	小計	48,500	1,626
Brazil	Localiza Rent a Car	363,165	2,074
Brazil	Multiplan Empreendimentos Imobiliarios	881,000	4,129
Brazil	Telefonica Brasil	289,609	2,656
Brazil	Ultrapar Participacoes	318,024	2,974
Brazil	WEG	756,958	3,740
Brazil	Wilson Sons (BDR)	324,863	3,327
	小計	2,933,619	18,900
Chile	Enersis Americas	19,627,706	3,031
Chile	Enersis Chile	23,016,656	2,306
Chile	Parque Arauco	1,254,732	3,262
Chile	Sociedad Matriz	22,395,750	2,064
	小計	66,294,844	10,663
China	Anhui Conch Cement 'A'	816,423	4,368
China	China Resources Gas	340,000	1,382
China	China Resources Land	1,150,000	4,023
China	Hangzhou Hikvision Digital Technology	696,113	2,910
China	Shanghai International Airport	831,046	7,103
	小計	3,833,582	19,786
Hong Kong	China Mobile	844,500	8,324
Hong Kong	Hang Lung	905,000	2,409
Hong Kong	Kerry Logistics Network	2,765,000	4,611
Hong Kong	Pacific Basin Shipping	6,400,000	1,517
	小計	10,914,500	16,861
India	Aegis Logistics	642,516	1,780
India	Bharti Airtel	381,000	1,786
India	Bharti Infratel	742,867	2,691
India	Container	606,454	5,275
India	Grasim Industries	35,000	491
India	Grasim Industries (GDR)	237,000	3,342
India	Gujarat Gas	164,000	1,423
India	UltraTech Cement	73,250	4,115
	小計	2,882,087	20,903
Indonesia	AKR Corporindo	9,000,000	2,214
Indonesia	Astra International	9,003,400	4,448
Indonesia	Telekomunikasi Indonesia Persero	20,539,000	5,010
	小計	38,542,400	11,672
Kenya	Safaricom	13,352,200	3,245
	小計	13,352,200	3,245
Mexico	America Movil (ADR)	319,550	5,134
Mexico	Grupo Aeroportuario del Sureste	321,900	6,581
Mexico	Infraestructura Energetica	498,500	2,471
	小計	1,139,950	14,186
Pakistan	Maple Leaf Cement Factory	4,176,500	1,585

	小計	4,176,500	1,585
Peru	Grana y Montero (ADR)	313,000	854
	小計	313,000	854
Philippines	Ayala Land	6,094,800	4,515
	小計	6,094,800	4,515
Russia	Global Ports Investments (GDR)	200,250	607
Russia	MD Medical Group Investments (GDR)	333,800	1,969
	小計	534,050	2,576
Singapore	Keppel	259,000	1,322
	小計	259,000	1,322
South Africa	African Oxygen	1,341,695	2,822
South Africa	MTN	1,027,346	6,354
	小計	2,369,041	9,176
Switzerland	LafargeHolcim	37,845	1,877
	小計	37,845	1,877
Taiwan	Taiwan Mobile	738,000	2,653
	小計	738,000	2,653
Thailand	Advanced Info Service (Alien)	635,200	3,958
Thailand	Bangkok Dusit Medical Services (Alien)	4,186,500	3,285
Thailand	Electricity Generating (Alien)	357,000	2,594
Thailand	Siam Cement (Alien)	322,000	4,550
	小計	5,500,700	14,387
Turkey	Enerjisa Enerji	2,270,745	1,998
	小計	2,270,745	1,998
United States	OneSmart International Education (ADR)	220,240	1,966
	小計	220,240	1,966
Luxembourg	Aberdeen Liquidity Fund (Lux) US Dollar Fund Z-1	2,033	2,033
	小計	2,033	2,033
	総合計	162,457,636	162,784

先物為替予約取引

種 類	(2018年9月末日現在)		
	購 入 額	売 却 額	評 価 損 益
為替予約取引 (期日：2018年12月14日)	スイスフラン 3,872,868	米ドル 4,046,642	千米ドル 55
小計	-	-	55
(期日：2018年10月1日)	ユーロ 14,164	米ドル 16,668	千米ドル -
(期日：2018年10月2日)	7,807	9,174	-
(期日：2018年10月3日)	12,836	15,044	-
(期日：2018年10月4日)	32,773	37,962	-
(期日：2018年12月14日)	13,561,577	15,913,414	62
小計	-	-	62
(期日：2018年10月1日)	米ドル 66	ユーロ 56	千米ドル -
(期日：2018年10月2日)	68,919	58,642	1
(期日：2018年10月4日)	965	833	-
(期日：2018年12月14日)	563,716	482,768	-
小計	-	-	1
(期日：2018年12月14日)	米ドル 78,685	スイスフラン 76,016	千米ドル -
小計	-	-	-
総 合 計	-	-	千米ドル 116

1口当たり情報

(2018年9月末日現在)	
1口当たり純資産額	64,094.42円

注) 当ファンドが投資対象としている「アパディーン・グローバル・エマージング・マーケット・インフラストラクチャー・エクイティ・ファンド」のユニットのうち、クラスN QInc JPYの1口当たり純資産額です。

2. 「アバディーン・リクイディティ・ファンド（ルクス）米ドル」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同証券の管理事務代行会社であるアバディーン・スタンダード・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイからの情報に基づき、2018年12月末日の状況を併記したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

信託財産の状況

(2018年12月末日現在)

区分	金額
資産	千米ドル
投資有価証券	876,909
預金	360,617
未収利息	777
その他資産	88
資産合計	1,238,391
負債	
未払費用	289
その他負債	991
負債合計	1,280
純資産額	1,237,111

損益計算書

(2018年7月1日から2018年12月31日まで)

区分	金額
投資収益	千米ドル
受取利息	13,803
預金利息	345
投資収益合計	14,148
費用	
委託者報酬	594
管理報酬	22
監査報酬等	185
その他費用	46
費用合計	433
損益金	13,715

組入資産の明細
投資有価証券

(2018年12月末日現在)

銘柄名	償還日/満期日	額面金額	評価額
<債券>			千米ドル
ABN AMRO Bank	18/01/2019	5,000,000	4,998
Citibank	20/03/2019	1,400,000	1,401
Dexia Credit Local (REGS)	15/02/2019	25,000,000	25,015
ING Bank (REGS)	22/03/2019	1,800,000	1,804
Nederlandse Waterschapsbank (REGS)	15/03/2019	15,000,000	15,001
Nordea Bank	08/02/2019	15,000,000	15,000
Nordea Bank	05/04/2019	10,000,000	10,000
Oversea Chinese Banking	18/04/2019	15,000,000	15,000
Svenska Handelsbanken	20/02/2019	15,000,000	15,003
Toyota Motor Credit (MTN)	17/01/2019	5,000,000	5,001
合計			108,223
<マネー・マーケット>			千米ドル
Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale	04/01/2019	15,000,000	14,998
Agence Centrale des Organismes de Securite Sociale	09/01/2019	18,500,000	18,491
Allianz	31/01/2019	15,000,000	14,969
Australia & New Zealand Banking Group	11/03/2019	10,000,000	9,948
Australia & New Zealand Banking Group	05/04/2019	20,000,000	20,000
Banque Federative du Credit Mutuel	01/04/2019	15,000,000	14,895
Barclays Bank UK	01/02/2019	2,000,000	1,996
Barclays Bank UK	15/02/2019	13,000,000	12,957
Barclays Bank UK	28/02/2019	13,500,000	13,446
BGL BNP Paribas	11/02/2019	12,500,000	12,460
Credit Industriel et Commercial	07/01/2019	15,000,000	14,995
DekaBank Deutsche Girozentrale	04/01/2019	15,500,000	15,498
DekaBank Deutsche Girozentrale	07/01/2019	15,000,000	14,995
DekaBank Deutsche Girozentrale	24/01/2019	7,500,000	7,488
DekaBank Deutsche Girozentrale	26/02/2019	19,000,000	18,918
Dexia Credit Local	16/01/2019	10,000,000	10,000
DNB Bank	14/03/2019	10,000,000	10,000
DZ Privatbank	14/02/2019	10,500,000	10,466
Erste Abwicklungsanstalt	18/01/2019	15,500,000	15,483
Erste Bank	01/03/2019	10,000,000	10,000
Euroclear Bank	26/02/2019	11,500,000	11,453
EUROFIMA	31/01/2019	10,000,000	9,980
EUROFIMA	06/02/2019	10,000,000	9,975
European Investment Bank	04/01/2019	15,000,000	14,998
KBC Bank	03/01/2019	10,000,000	9,999
KBC Bank	25/02/2019	22,000,000	21,911
Korea Development Bank	14/01/2019	26,000,000	25,978
Korea Development Bank	06/02/2019	10,000,000	9,975
LVMH Finance Belgique	04/01/2019	39,000,000	38,995
Mitsubishi UFJ Trust & Banking	07/01/2019	16,500,000	16,494
Mitsubishi UFJ Trust & Banking	09/01/2019	15,000,000	15,000
Mitsubishi UFJ Trust & Banking	15/02/2019	6,000,000	5,980
Mizuho Bank	16/01/2019	16,000,000	15,984

Mizuho Bank	08/02/2019	11,500,000	11,468
Nordea Bank	20/03/2019	17,500,000	17,397
OP Corporate Bank	11/01/2019	4,000,000	3,998
OP Corporate Bank	22/01/2019	9,000,000	8,988
OP Corporate Bank	05/03/2019	11,500,000	11,446
OP Corporate Bank	18/03/2019	7,500,000	7,458
OP Corporate Bank	19/03/2019	10,000,000	9,941
Oversea Chinese Banking	25/02/2019	15,000,000	15,000
Paccar Financial Europe	23/01/2019	13,500,000	13,480
SNCF Mobilites	07/01/2019	10,000,000	9,996
SNCF Mobilites	08/01/2019	15,000,000	14,993
SNCF Reseau	02/01/2019	17,000,000	17,000
Societe Generale	28/01/2019	15,000,000	15,000
Sumitomo Mitsui Trust & Banking	07/01/2019	15,000,000	14,995
Sumitomo Mitsui Trust & Banking	01/03/2019	10,000,000	9,955
Swedbank	01/02/2019	20,000,000	19,960
Toyota Motor Finance	25/02/2019	10,000,000	9,961
Wells Fargo Bank	24/01/2019	29,000,000	29,000
Wells Fargo Bank	14/02/2019	15,000,000	15,000
Zurich Holding Company of America	09/01/2019	25,000,000	24,988
Zurich Holding Company of America	14/02/2019	20,000,000	19,937
合計			768,686
総合計			876,909

1口当たり情報

(2018年12月末日現在)	
1口当たり純資産額	1,184.10米ドル

注) 当ファンドが投資対象としている「アバディーン・リクイディティ・ファンド(ルクス)米ドル」のユニットのうち、クラスZ-2の1口当たり純資産額です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年6月28日現在)

資産総額	5,921,990,139 円
負債総額	25,178,851 円
純資産総額(-)	5,896,811,288 円
発行済数量	9,434,034,545 口
1口当たり純資産額(/)	0.6251 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換手続き等
名義書換は行われません。
2. 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
3. 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし
ます。
前記の申請がある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受
益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座
簿に記載または記録するものとし
ます。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設し
たものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関
等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口
数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし
ます。
前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記
録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異
なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断し
たときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対
抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし
ます。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日
以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設
定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権につ
いては原則として購入申込者とし
ます。）に支払います。
8. 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払
い、換金の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほ
か、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（本書提出日現在）

資本金	: 490百万円
発行する株式の総数	: 320,000株
発行済株式の総数	: 308,167株

最近5年間における資本金の額の増減

2016年7月27日	: 3,680.4百万円から3,980.4百万円に増資
2017年3月23日	: 3,980.4百万円から4,040.4百万円に増資
2017年12月1日	: 4,040.4百万円から4,090.4百万円に増資
2018年11月13日	: 4,090.4百万円から490百万円に減資

b. 委託会社の機構

経営の意思決定機構

取締役を株主総会において選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中から5名以内の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定します。

取締役会は取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発します。全取締役および監査役の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの信託約款等に定められている運用の基本方針に基づき、「投資政策委員会」において審議、決定される運用方針に沿って、運用部門が原則的に運用の指図を行います。

「投資政策委員会」は以下のように運営されています。

< 構成 >

各ファンド運用責任者をもって構成します。

< 開催 >

原則として月1回開催します。

< 審議事項 >

次に定める事項等を審議、承認または必要に応じて決定を行います。

- ・ファンドの運用方針の策定
- ・ファンドの運用方針の変更
- ・その他上記に準ずる事項

< その他 >

審議方法、議事録、通知等および事務局を投資政策委員会の規則により定めます。

* 上記は2019年8月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務、第二種金融商品取引業務、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2019年6月末日現在、委託会社が運用する投資信託は11本であり、その純資産総額の合計は50,766百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載してある金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません

4．決算期変更について

平成29年9月25日開催の臨時株主総会において当社の決算期を9月30日から12月31日に変更しております。これに伴い前事業年度は、平成28年10月1日から平成29年12月31日までの15ヵ月間となっております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,247,584	1,895,786
立替金	7,641	21,761
前払金	0	192
前払費用	20,344	23,209
未収入金	66,070	32,031
未収委託者報酬	150,491	112,459
未収投資助言報酬	18,600	7,400
未収運用受託報酬	340,432	343,936
未収消費税等	2,570	33,899
未収還付法人税等	-	35,131
繰延税金資産	-	253,338
流動資産合計	1,853,736	2,759,148
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1 73,603	* 1 155,595
器具備品	* 1 19,282	* 1 56,826
有形固定資産合計	92,886	212,422
無形固定資産		
ソフトウェア	0	0
無形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
長期差入保証金	205,308	110,305
繰延税金資産	-	314,456
その他投資等	952	952
貸倒引当金（投資等）	792	792
投資その他の資産合計	205,468	424,922
固定資産合計	298,354	637,345
資産合計	2,152,091	3,396,493

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,773	35,471
未払金	113,687	110,658
未払手数料	44,880	34,315
未払委託調査費	29,090	19,845
その他未払金	*2 39,716	*2 56,497
未払費用	*2 150,340	*2 151,826
未払法人税等	87,490	-
資産除去債務	37,664	-
賞与引当金	441,745	431,406
流動負債合計	844,701	729,362
固定負債		
退職給付引当金	143,452	154,667
役員退職慰労引当金	18,416	6,853
資産除去債務	48,500	48,500
固定負債合計	210,368	210,021
負債合計	1,055,069	939,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,090,400	490,000
資本剰余金		
資本準備金	1,847,936	607,021
その他資本剰余金	57,001	-
利益剰余金		
その他利益剰余金	4,898,316	1,360,087
繰越利益剰余金	4,898,316	1,360,087
株主資本合計	1,097,021	2,457,109
純資産合計	1,097,021	2,457,109
負債・純資産合計	2,152,091	3,396,493

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成28年10月 1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	901,414	577,910
投資助言報酬	228,800	63,200
運用受託報酬	1,992,160	2,415,604
その他営業収益	* 1 219,113	* 1 421,033
営業収益計	3,341,489	3,477,748
営業費用		
支払手数料	321,324	203,589
広告宣伝費	4,575	52,040
公告費	1,130	2,002
調査費	15,131	13,108
委託調査費	191,804	125,579
委託計算費	146,376	97,641
通信費	4,657	5,805
印刷費	16,403	9,994
協会費	2,355	5,579
営業費用計	703,758	515,342
一般管理費		
役員報酬	60,704	130,901
給料・手当	537,740	580,743
賞与	219,029	30,465
交際費	3,401	5,902
寄付金	6,325	3,400
旅費交通費	21,343	39,726
租税公課	45,137	34,558
不動産賃借料	76,589	107,993
退職給付費用	49,892	58,806
役員退職給付費用	825	495
役員退職慰労引当金繰入	2,062	2,927
賞与引当金繰入	229,590	167,522
固定資産減価償却費	30,338	58,660
事務委託費	* 2 309,882	* 2 483,916
諸経費	198,779	258,731
一般管理費計	1,791,642	1,964,750
営業利益	846,088	997,656

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
営業外収益		
受取利息	6	13
その他	25	120
営業外収益計	32	133
営業外費用		
支払利息	63	-
固定資産除却損	-	4,289
為替差損	19,442	18,070
営業外費用計	19,505	22,359
経常利益	826,615	975,430
特別損失		
役員退職慰労金	-	75,962
特別損失計	-	75,962
税引前当期純利益	826,615	899,467
法人税、住民税及び事業税	147,124	107,174
法人税等調整額	55,745	567,795
法人税等合計	202,870	460,620
当期純利益	623,744	1,360,087

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度

(自平成28年10月 1日 至平成29年12月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,980,400	1,847,936	-	1,847,936
当期変動額				
新株の発行	60,000	-	-	-
企業結合による増加	50,000	-	57,001	57,001
当期純利益	-	-	-	-
当期変動額合計	110,000	-	57,001	57,001
当期末残高	4,090,400	1,847,936	57,001	1,904,938

項目	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,522,061	5,522,061	306,275	306,275
当期変動額				
新株の発行	-	-	60,000	60,000
企業結合による増加	-	-	107,001	107,001
当期純利益	623,744	623,744	623,744	623,744
当期変動額合計	623,744	623,744	790,745	790,745
当期末残高	4,898,316	4,898,316	1,097,021	1,097,021

当事業年度
（自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日）

（単位：千円）

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	4,090,400	1,847,936	57,001	1,904,938
当期変動額				
無償減資	3,600,400	1,240,914	57,001	1,297,916
当期純利益	-	-	-	-
当期変動額合計	3,600,400	1,240,914	57,001	1,297,916
当期末残高	490,000	607,021	-	607,021

項目	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金		利益剰余金合計		
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,898,316	4,898,316	1,097,021	1,097,021	
当期変動額					
無償減資	4,898,316	4,898,316	-	-	
当期純利益	1,360,087	1,360,087	1,360,087	1,360,087	
当期変動額合計	6,258,404	6,258,404	1,360,087	1,360,087	
当期末残高	1,360,087	1,360,087	2,457,109	2,457,109	

重要な会計方針

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品	3～18年
建物附属設備	15年

2．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の事業年度に一括して費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	30,338千円	64,244千円

* 2 関係会社項目

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
営業取引による未払分		
未払費用	23,806千円	33,270千円
その他未払金	7,912千円	15,921千円

（損益計算書関係）

* 1 その他営業収益

その他営業収益には、金融商品取引法第35条第1項に規定されている付随業務として、関係会社等とのリエゾン業務に係る収益が主に計上されております。

* 2 関係会社との取引高

	前事業年度 （自平成28年10月1日 至平成29年12月31日）	当事業年度 （自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）
営業取引による取引高		
事務委託費	139,103千円	227,025千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成28年10月1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	308,066	101	-	308,167

（注）発行済株式数総数の増加101株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項ありません。

4. 配当に関する事項

該当事項ありません。

当事業年度（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	増加（株）	減少（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	308,167	-	-	308,167

2. 自己株式に関する事項
該当事項ありません。

3. 新株予約権等に関する事項
該当事項ありません。

4. 配当に関する事項
該当事項ありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言業等を行っており、余剰資金運用については、銀行預金等安全性の高い金融資産で運用しております。現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる運用報酬の未決済額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されているため、信用リスクは極めて軽微であると認識しております。

未収入金及び未収運用受託報酬は概ね、また、未収投資助言報酬は全額、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、短期に決済が行われることにより、回収が不能となるリスクはほとんどないものと考えております。

預金預入先に付きましては、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(<注2>参照のこと)。

前事業年度（平成29年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	1,247,584	1,247,584	-
(2)未収委託者報酬	150,491	150,491	-
(3)未収入金	66,070	66,070	-
(4)未収投資助言報酬	18,600	18,600	-
(5)未収運用受託報酬	340,432	340,432	-
資産計	1,823,178	1,823,178	-
(6)未払手数料	44,880	44,880	-
(7)未払委託調査費	29,090	29,090	-
(8)その他未払金	39,716	39,716	-
負債計	113,687	113,687	-

当事業年度（平成30年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	1,895,786	1,895,786	-
(2)未収委託者報酬	112,459	112,459	-
(3)未収入金	32,031	32,031	-
(4)未収投資助言報酬	7,400	7,400	-
(5)未収運用受託報酬	343,936	343,936	-
資産計	2,391,614	2,391,614	-
(6)預り金	35,471	35,471	-
(7)未払手数料	34,315	34,315	-
(8)未払委託調査費	19,845	19,845	-
(9)その他未払金	56,497	56,497	-
負債計	146,129	146,129	-

<注1>金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金、(4)未収投資助言報酬及び (5)未収運用受託報酬

上記は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(6)預り金、(7)未払手数料、(8)未払委託調査費及び (9)その他未払金

上記は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<注2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成29年12月31日	平成30年12月31日
長期差入保証金	205,308	110,305

上記は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注3>金銭債権の償還予定額

前事業年度(平成29年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超
預金	1,247,584	-
未収委託者報酬	150,491	-
未収入金	66,070	-
未収投資助言報酬	18,600	-
未収運用受託報酬	340,432	-
金銭債権合計	1,823,178	-

当事業年度(平成30年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
預金	1,895,786	-
未収委託者報酬	112,459	-
未収入金	32,031	-
未収投資助言報酬	7,400	-
未収運用受託報酬	343,936	-
金銭債権合計	2,391,614	-

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要：確定給付型退職一時金制度（キャッシュバランス型退職金）及び企業型確定拠出年金を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
退職給付債務の期首残高	102,923	143,452
勤務費用	21,837	24,347
利息費用	381	354
数理計算上の差異の発生額	2,163	8,541
退職給付の支払額	9,123	17,231
企業結合により被合併会社からの引継額	25,270	-
確定拠出年金への移管額	-	4,798
退職給付債務の期末残高	143,452	154,667

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
退職給付債務	143,452	154,667
未積立退職給付債務	143,452	154,667
貸借対照表に計上された負債の額	143,452	154,667

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
勤務費用	21,837	24,347
利息費用	381	354
数理計算上の差異の費用処理額	2,163	8,541
確定給付制度に係る退職給付費用	24,382	33,244

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
割引率	0.30%	0.30%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度25,509千円、当事業年度25,561千円であります。

（ストックオプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年12月31日）	当事業年度 （平成30年12月31日）
繰延税金資産（流動）		
未払費用	46,395	51,047
未払事業税	6,247	-
役員退職慰労引当金	-	2,098
賞与引当金	135,163	132,096
その他	19	-
繰越欠損金	85,826	70,440
繰延税金資産（流動）小計	273,653	255,681
評価性引当額	273,653	-
繰延税金資産（流動）合計	-	255,681
繰延税金負債（流動）		
未収還付事業税	-	2,344
繰延税金負債（流動）小計	-	2,344
繰延税金負債（流動）合計	-	2,344
繰延税金資産（負債）の純額	-	253,338
繰延税金資産（固定）		
減価償却超過額	7,869	738
退職給付引当金	43,925	47,359
資産除去債務	9,645	14,850
役員退職慰労引当金	5,638	-
その他	242	-
繰越欠損金	473,199	354,847
繰延税金資産（固定）小計	540,521	417,796
評価性引当額	540,521	93,559
繰延税金資産（固定）合計	-	324,236
繰延税金負債（固定）		
その他	-	9,779
繰延税金負債（固定）小計	-	9,779
繰延税金負債（固定）合計	-	9,779
繰延税金資産（負債）の純額	-	314,456

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当事業年度 (平成30年12月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
評価性引当額の増減	6.2%	80.1%
住民税均等割	0.2%	0.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%	0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8%	0.0%
合併時引継法人税等未払額差異等	-%	1.6%
法人税の特別控除額	0.7%	-%
その他	-%	0.8%
税効果適用後の法人税等の負担率	24.5%	51.2%

(持分法投資損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所（グランキューブ9F）に係る定期建物転貸借に基づく原状回復義務を有しており、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を期末時点から当該契約期間終了時として見積もり、資産除去債務の計上金額に及ぼす影響が乏しいために、割引計算をしておりません。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年12月31日)	当事業年度 (自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)
期首残高	-	86,164
有形固定資産の取得に伴う増加	86,164	-
資産除去債務の履行による減少	-	37,664
期末残高	86,164	48,500

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成28年10月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	901,414	228,800	1,992,160	219,113	3,341,489

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	香港	その他	合計
902,655	357,859	394,829	1,677,790	8,353	3,341,489

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	1,677,790	投資運用業

当事業年度（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資助言報酬	運用受託報酬	その他営業 収益	合計
外部顧客への売上高	577,910	63,200	2,415,604	421,033	3,477,748

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	シンガポール	英国	香港	ルクセンブルグ	その他	合計
590,007	131,729	589,773	1,119,766	1,001,496	44,975	3,477,748

注) 売上高は顧客の所在を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度末貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ（香港）リミテッド	1,119,766	投資運用業
アバディーン・グローバル・サービスズ・エスエー	1,001,496	投資運用業

注) アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネジャーズ・リミテッドは平成30年3月29日付けでアバディーン・スタンダード・インベストメンツ（香港）リミテッドに、アバディーン・グローバル・サービスズ・エスエーは平成31年1月1日にアバディーン・スタンダード・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エスエーに、それぞれ社名変更しております。

（関連当事者との取引）

（１）親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成28年10月1日 至平成29年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） (注)	科目	期末残高 （千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	144.2百万 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 直接 100.0%	一般管理事務 に係る事務委 託等	一般管理費等に 係る再配分	139,103	未払費用	23,806
									その他未払金	7,912
							増資	60,000	-	-
							合併	50,000	-	-

当事業年度（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） (注)	科目	期末残高 （千円）
親会社	アバディーン・アセット・マネジメントPLC	英国スコットランド・アバディーン	147.4百万 英国ポンド	資産 運用業	(被所有) 100.0	一般管理事務 に係る事務委 託等	一般管理費等に 係る再配分	227,025	未払費用	33,270
									その他未払金	15,921

（注）１．取引金額に消費税等は含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成28年10月1日 至平成29年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド	シンガポール	146.9百万シンガポールドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	228,800	未収投資助言報酬	18,600
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	132,887	未払費用	49,525
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	32,523	未払委託調査費	6,049
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	101,768	未収入金	20,163
						資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	27,290	未収運用受託報酬	1,535
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネージャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28.5百万英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	116,190	未払委託調査費	12,958
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	69,113	未収入金	15,343
						資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	225,010	未収運用受託報酬	64,685
親会社の子会社	アバディーン・インターナショナル・ファンド・マネージャーズ・リミテッド	香港	80.8百万米ドル	資産運用業	無し	主要投資対象である外国投資証券に係る運用	主要投資対象である外国投資証券に係る運用報酬	43,090	未払委託調査費	10,081
						資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	1,667,779	未収運用受託報酬	251,687

(注) 1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

当事業年度（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円） （注）	科目	期末残高 （千円）
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ（アジア）・リミテッド	シンガポール	146.9百万シンガポールドル	資産運用業	無し	資産運用の投資助言契約	資産運用の投資助言契約に係る投資助言報酬	63,200	未収投資助言報酬	7,400
						一般管理事務に係る事務委託等	事務委託費等	200,106	未払費用	50,506
						投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	20,919	未払委託調査費	4,555
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	62,609	未収入金	10,785
親会社の子会社	アバディーン・アセット・マネジメント・マネジャーズ・リミテッド	英国スコットランド・アバディーン	28.5百万英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託の運用外部委託	投資信託の運用外部委託に係る費用	70,314	未払委託調査費	10,556
						投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	68,893	未収入金	5,745
						資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	159,753	未収運用受託報酬	30,960
親会社の子会社	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ（香港）リミテッド	香港	80.8百万米国ドル	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	1,117,162	未収運用受託報酬	-
親会社の子会社	アバディーン・グローバル・サービシーズ・エスエー	ルクセンブルグ	10.0百万ユーロ	資産運用業	無し	資産運用の投資一任契約	資産運用の投資一任契約に係る運用報酬	999,436	未収運用受託報酬	249,610
親会社の子会社	スタンダード・ライフ・インベストメンツ・リミテッド	英国エジンバラ	34.4百万英国ポンド	資産運用業	無し	投資信託等に関するリエゾン業務の提供	投資信託等に関するリエゾン業務の提供に係る報酬	272,149	未収入金	13,999

（注）1．取引金額に消費税等は含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。

（3）親会社に関する注記

アバディーン・アセット・マネジメントPLC（非上場）

（ 1株当たり情報）

区分	前事業年度 （自平成28年10月1日 至平成29年12月31日）	当事業年度 （自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）
1株当たり純資産額	3,559円82銭	7,973円30銭
1株当たり当期純利益金額	2,024円66銭	4,413円47銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成28年10月1日 至平成29年12月31日）	当事業年度 （自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）
当期純利益（千円）	623,744	1,360,087
普通株主に帰属しない金額（千円）		
普通株式に係る当期純利益（千円）	623,744	1,360,087
期中平均株式数（株）	308,073.40	308,167.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

a．定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重大な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(2019年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
(再信託受託会社) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	

(2)販売会社

(2019年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	

2019年9月1日で東海東京証券株式会社と高木証券株式会社が東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併を行ったため、取扱い販売会社が高木証券株式会社から東海東京証券株式会社になりました。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

信託財産の保管・管理業務・計算、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)販売会社

募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (2)目論見書の表紙等に次の各事項を記載することがあります。
 - 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - 委託会社等の情報、受託会社に関する情報
 - 詳細な情報の入手方法
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - 目論見書の使用開始日
 - 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容について
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
 - 委託会社のロゴ・マーク等
 - ファンドの形態等
 - 図案
 - ファンドの管理番号等
- (3)交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (4)請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成31年 3月28日

アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月24日

アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアバディーン・スタンダード・インフラ・ファンド（旧ファンド名 日興・アバディーン・インフラ・ファンド）の2018年12月11日から2019年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アバディーン・スタンダード・インフラ・ファンド（旧ファンド名 日興・アバディーン・インフラ・ファンド）の2019年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。